

第2節 犯罪被害者等基本法の制定及び犯罪被害者等基本計画の策定

そのため、被害者側からその権利保護を前面に打ち出した総合的・抜本的な施策を求め声が高まり、それを受けて政府と与党内部で検討が進められ、平成16年12月1日に「犯罪被害者等基本法」(平成16年法律第161号、以下「基本法」という。)が議員立法により成立し、翌年4月1日に施行された。

基本法は、犯罪被害者等施策にとって、画期的な法律であり、その前文で被害者が置かれている苦境について言及し、被害者の権利利益の保護が図られる社会の実現を目指す旨

を規定し、第3条では、3つの基本理念について個別に規定している。

さらに、国の責務だけでなく、地方公共団体や国民の責務を明確に規定したほか、講ずべき各種施策の概要を規定し、施策の推進体制につき、内閣官房長官を会長とし、閣僚と有識者を会議員とする犯罪被害者等施策推進会議(以下「推進会議」という。)を置き、同会議において、被害者施策の実施状況の検証・評価・監視などを行わせることとした。

基本法の概要

目的 (第1条: 犯罪被害者等の権利利益を保護)
犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を規定
国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項を規定
犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進

対象 (第2条: 犯罪被害者等)
犯罪等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為)の被害者、その家族・遺族

基本理念 (第3条)
犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じる再び穏やかな生活を営めるまでの間、途切れることなく支援を行う

国・地方公共団体・国民の責務、関係団体も含めた連携協力等 (第4～7条)

基本的施策 (第11～23条)

基本的施策

相談及び情報の提供等(第11条)
損害賠償の請求についての援助等(第12条)
給付金の支給に係る制度の充実等(第13条)
保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第14条)
犯罪被害者等の再被害防止及び安全確保(第15条)
居住及び雇用の安定(第16～17条)
刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等(第18条)
保護、捜査、公判等の過程における配慮等(第19条)
国民の理解の増進(第20条)
調査研究の推進等(第21条)
民間の団体に対する援助(第22条)
意見の反映及び透明性の確保(第23条)



犯罪被害者等基本計画 (第8条)

総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱
施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

その後、被害者施策を総合的かつ計画的に推進するために、犯罪被害者等基本計画（以下「基本計画」という。）を策定することとなり、平成17年2月に、犯罪被害者団体などからヒアリングが開始されるとともに、同年

4月に、有識者と関係省庁幹部職員から構成された犯罪被害者等基本計画検討会（以下「基本計画検討会」という。）が設置され、同会において議論が交わされた。

基本計画策定までの経緯

平成17年4月、基本法施行

平成17年4月、基本法に基づき推進会議設置。その下に犯罪被害者等基本計画検討会を開催して、基本計画案を検討することを決定

〔検討会：有識者及び関係府省庁局長級職員により構成〕

【検討会における検討】

- ・被害者の意見、要望をヒアリング。615の意見・要望に集約。それらに対する施策を一つひとつ検討
- ・8月2日、検討会としての基本計画案の骨子をとりまとめ（225施策）
8月9日、推進会議にて骨子決定
- ・パブリックコメント等により多数の意見。451の意見・要望に集約。それらについて、一つひとつ検討し、骨子に肉付け
- ・11月21日、検討会としての基本計画案をとりまとめ（258施策）

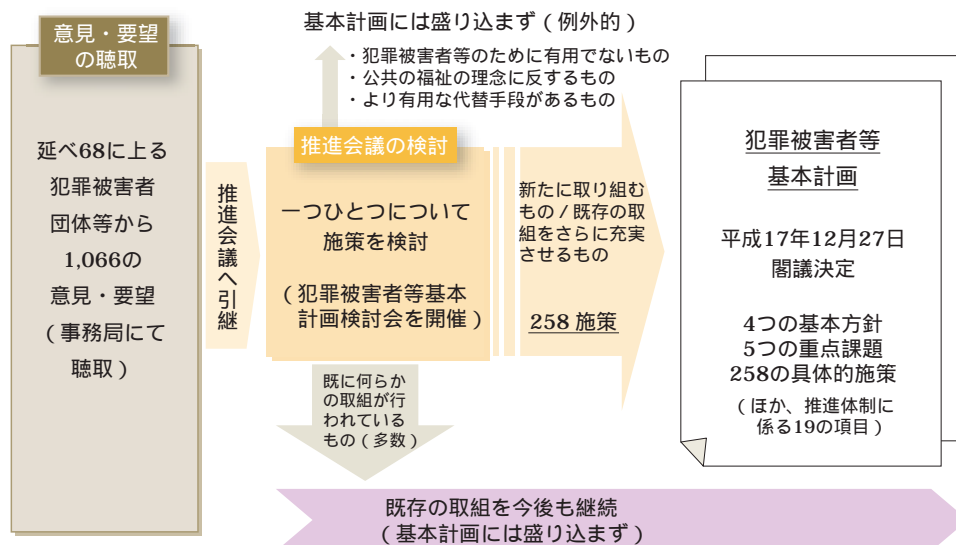
平成17年12月26日、推進会議にて基本計画案決定。翌日（12/27）閣議決定

基本計画検討会においては、被害者の意見・要望をヒアリングして集約された615の意見・要望に対する施策が一つひとつ検討され、同年8月に骨子案を取りまとめ、推進会議の決定を経て、意見募集（パブリック・コメント）が行われた。

そして、それに基づく多数の意見を同様に集約した上で一つひとつ検討して前記骨子に肉付けし、同年11月21日に基本計画検討会において基本計画案が取りまとめられ、同年12月27日に閣議決定された。

基本計画の作成方針・手順について

基本計画の策定に当たっては、犯罪被害者等からの意見・要望を聴取し、それらに対する施策を、「犯罪被害者等施策推進会議」及びその下の「犯罪被害者等基本計画検討会」において、一つひとつ検討（検討は11回、延べ40時間に及んだ。）

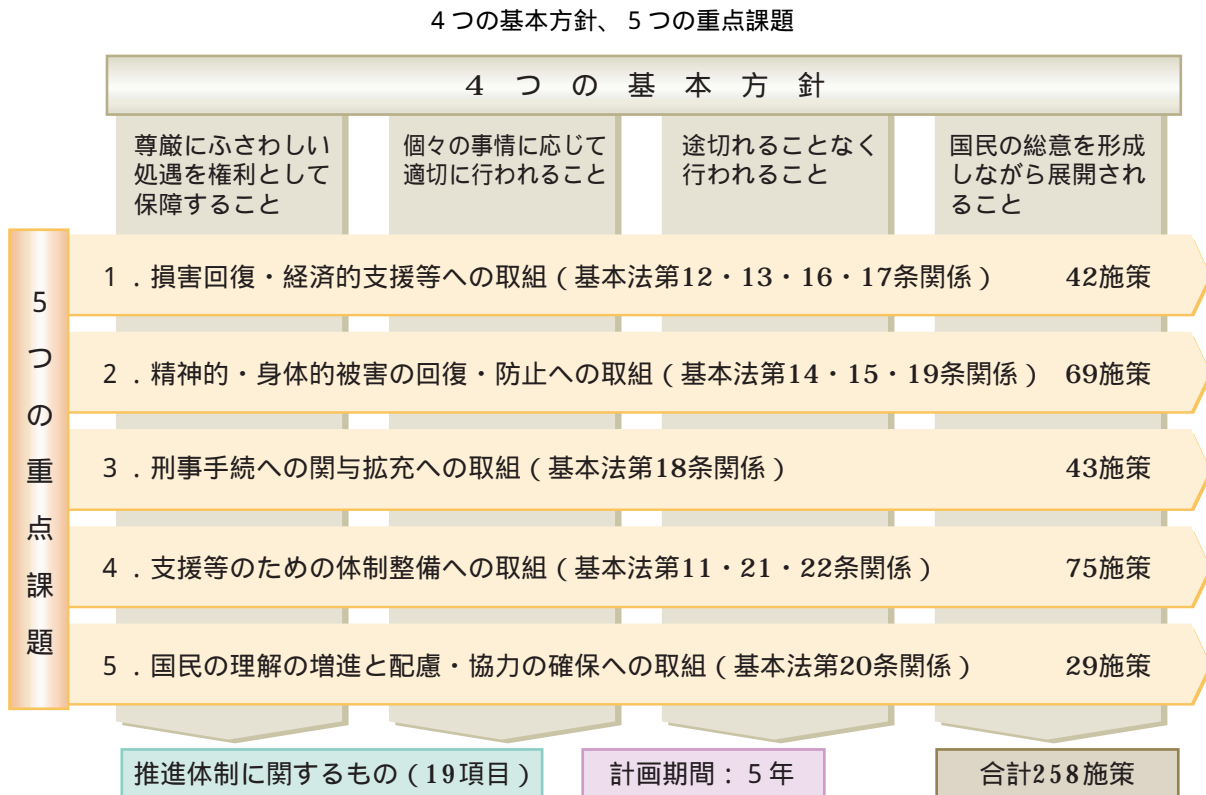


基本計画では、4つの基本方針が掲げられた。

そのうちの3つは、基本法に規定された3つの基本方針に由来するものであったが、基本計画ではさらに、国民の配慮と協力の重要

性にかんがみ、「国民の総意を形成しながら展開されること」が4つめの基本方針として加えられた。

基本計画は、総数258の施策を掲げ、それぞれの施策につき担当省庁を明記した。



さらに、各施策の実施期限を定め、すぐに実施可能な施策は速やかに取り組むこととし、検討を要するものについては1年以内に、大きな制度改正などを必要とするものは2年以内に実施することとし（他に例外的に3年以内と規定した施策もごく少数あった）できる限り迅速な施策の実施を目指した。

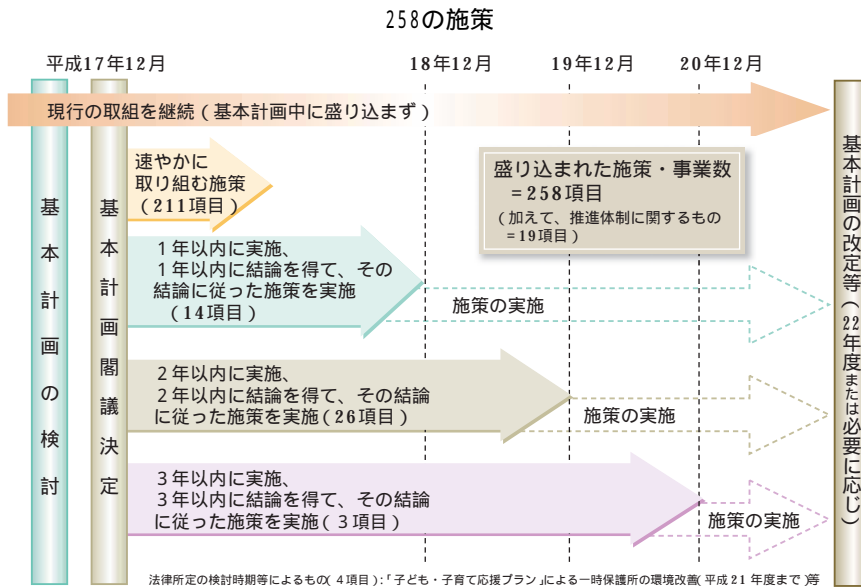
258の施策のうち、速やかに取り組むことを求められたものは

- ・被害者を支援する制度や刑事裁判手続などをわかりやすく被害者に説明するため、警察庁、法務省において、犯罪被害者向けのパンフレットを作成・配付する
- ・被害者がより容易に法律的な支援を受けられるよう、日本司法支援センターにお

いて、電話相談を受けたり、刑事裁判手続に関する情報提供などを行う

- ・被害者遺族の経済的・精神的負担を軽減するため、都道府県警察において、司法解剖後の遺体搬送費用などを負担する
- ・被害者の雇用を安定させるため、厚生労働省において、事業主などの理解の増進を図る
- ・被害者に対する国民の理解を増進するため、内閣府において、被害者が置かれた状況などについての啓発を行う

などを始めとする211に及ぶ施策であったが、いずれも基本計画どおり速やかに実施された。



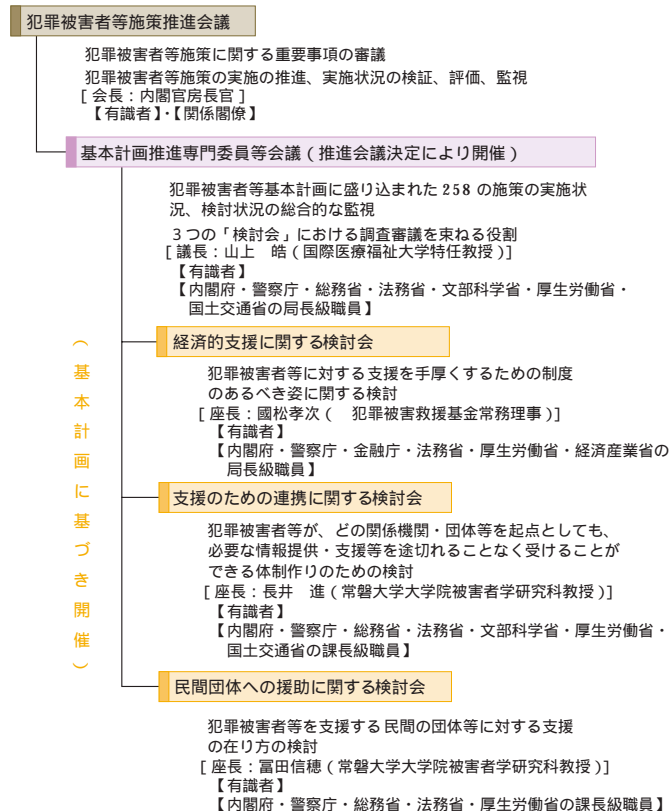
基本計画の中の一部の施策に関しては、更なる検討を要することから、別途、有識者と関係府省幹部職員から構成された検討会を設置して、そこで議論が重ねられることとなった。

その結果、平成18年4月に「経済的支援に関する検討会」、「支援のための連携に関する検討会」、「民間団体に対する援助に関する検討会」の3つの検討会が設置された。

討会」の3つの検討会が設置された。

各検討会においては、平成19年5月までに中間報告を取りまとめ、それについて意見募集が行われた。その結果を踏まえて、同年9月までに各検討会において最終取りまとめ案が作成され、同年11月6日付で、いずれの検討会の案も推進会議で決定された。

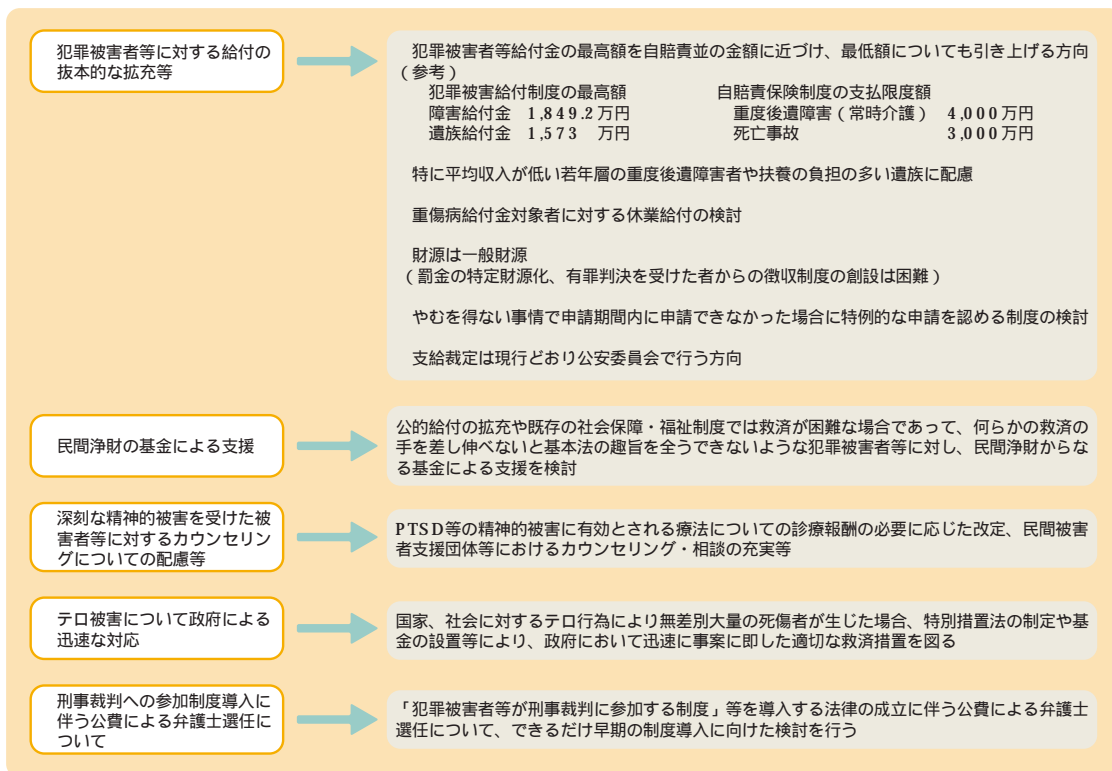
専門委員会等会議と3つの検討会



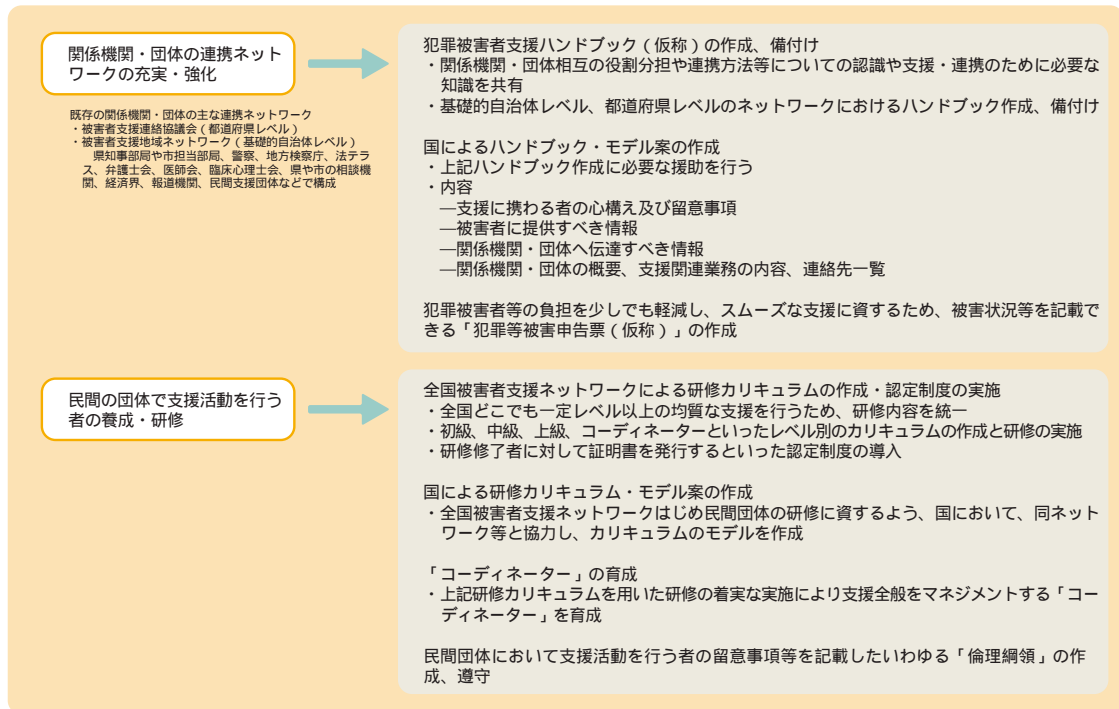
各検討会の最終取りまとめでは、主なものとして
 経済的支援に関する検討会
 ・犯罪被害者等に対する給付の抜本的な拡充
 ・刑事裁判への参加制度導入に伴う公費による弁護士選任
 支援のための連携に関する検討会

・関係機関・団体の連携ネットワークの充実・強化
 ・民間の団体で支援活動を行う者の養成・研修
 民間団体に対する支援に関する検討会
 犯罪被害者等早期援助団体とその指定を目指す団体への援助の拡充
 などが提言された。

「経済的支援に関する検討会」最終取りまとめ（概要）

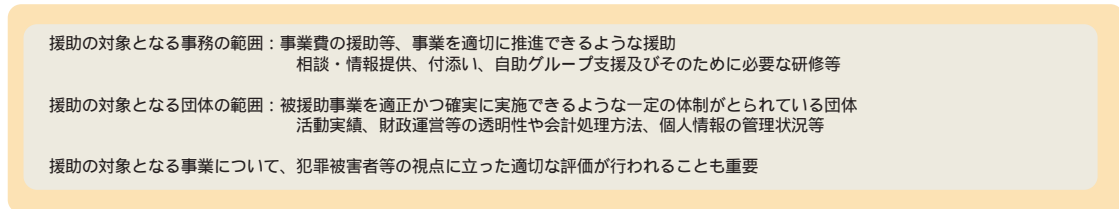


「支援のための連携に関する検討会」最終取りまとめ（概要）

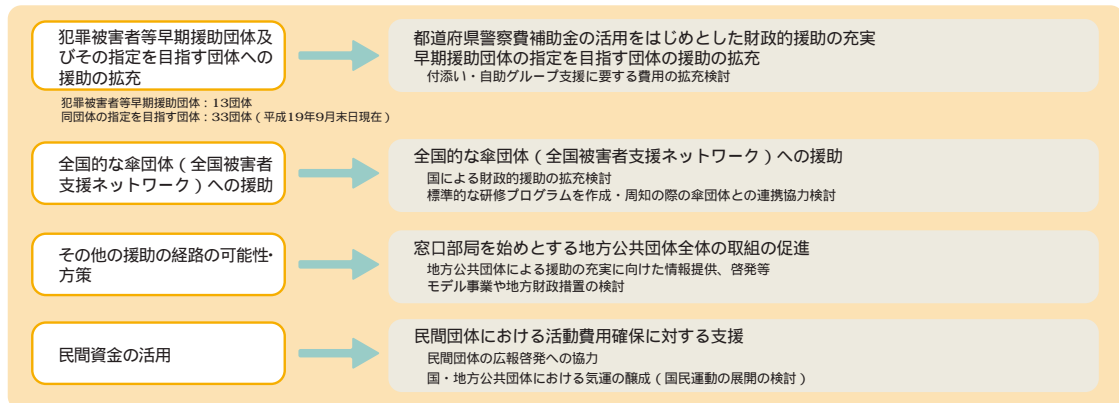


「民間団体への援助に関する検討会」最終取りまとめ（概要）

1. 民間団体への公的な財政的援助を検討する際の基本的考え方



2. 援助拡充に向けた検討の方向性



（最終取りまとめの要旨については、犯罪被害者等施策に関する基礎資料4.3つの「検討会」の最終取りまとめの要旨 参照）